

巻末資料7 関係法令や政策

7-1 読書や図書館に関する国の法令や政策

(1) 教育基本法(平成18(2006)年改正)

教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。図書館は、社会教育施設として学習機会や情報提供など社会教育の振興に努めることが定められています。また同法によって第4期教育基本計画が令和5年度から令和9年度までの計画として策定されました。

(2) 社会教育法(令和4(2022)年改正)

教育基本法に基づき、社会教育の奨励や図書館や公民館等の社会教育施設の設置及び運営について定めたものです。なお図書館については第9条で別に法律を定めるとされ図書館法が定められています。

(3) 図書館法(平成20(2008)年改正)

図書館法は社会教育法の精神に基づき、昭和25年に図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めたものです。平成20年の改正では、図書館の運営状況について評価を行い、その情報を地域住民等へ提供することなどが、新たに盛り込まれました。

(4) 学校図書館法(平成28(2016)年改正)

小学校から高校、特別支援学校への学校図書館の設置や運営について定めたものです。また第4条に他の学校図書館、図書館等との連絡、協力について記載されています。

第6次学校図書館図書整備等5ヵ年計画が令和4年度から令和8年度までを対象として策定されました。

(5) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13(2001)年制定)

平成12年の「子ども読書年」を契機とし、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。また、令和5年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が第五次基本計画として策定され、国、地方公共団体、家庭、地域、学校間の連携をさらに強化し、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図ることの重要性が強調されています。

(6) 文字・活字文化振興法(平成17(2005)年制定)

平17年に、「文字・活字文化振興法」が定められました。これは、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とし、市町村などの地方公共団体に対し、地域における文字・活字文化の振興のため、人員体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等、公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるよう求めています。

(7) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元（2019）年制定）

令和元年に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が定められました。

この法律には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）、寝たきりや上肢に障害がある方等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、読書バリアフリー法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、文部科学大臣及び厚生労働大臣が共同で「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（通称：読書バリアフリー基本計画）を令和2年7月に策定され、令和7年3月に第二期の基本計画が策定されました。

(8) 著作権法（令和6（2024）年7月改正）

図書館での資料複写について定められています。令和5年の改正では、特定図書館の指定を受けた国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等が、所蔵資料の複製をメールで利用者に送信できるようになることが追加されました。

(9) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5（2023）年制定）

認知症の人が人格と個性を尊重される、共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。共生社会実現のため、認知症の人が個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることや国民が、認知症や認知症の人について正しい知識を得ることなどが掲げられています。

(10) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24（2012）年改訂）

平成13（2001）年に文部科学省が告示・施行したものを、図書館法の改正、社会の変化や新たな課題への対応の必要性などを受けて平成24（2012）年に改正しました。図書館は地域の情報拠点として重要な役割を担うことが明記されました。主な改正内容は、レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実、学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供をしていく等です。

(11) 学校図書館ガイドライン（平成28（2016）年策定）

平成28（2016）年に文部科学省が、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものです。

(12) 学校図書館図書標準（令和5年（2023）年策定）

文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものです。

(13) 書店・図書館等の連携による読書活動の推進について～書店・図書館等関係者における対話のまとめ～（令和6（2024）年公表）

令和5(2023)年10月から文部科学省や日本図書館協会、出版文化産業振興財団の連携により「書店・図書館等関係者における対話の場」が開催され、連携促進の方策等について議論が行われました。議論の内容は、公益社団法人日本図書館協会のホームページで公開されています。また、文部科学省では、図書館と地域の書店等関係者の連携による取組みを行う際の参考として全国各地での取組み事例集を作成し公開しています。

- (14) 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議の設置(令和6(2024)年10月～令和8(2026)年3月31日設置)

図書館や学校図書館は、人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代の中、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められることから、文部科学省に今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う有識者会議が設置されました。

7-2 図書館に関する多摩市の例規(条例、規則、要綱)

- (1) 多摩市立図書館条例(令和4(2022)年12月改正)
- (2) 多摩市立図書館の管理運営に関する規則(令和6(2024)年8月改正)
- (3) 多摩市図書館協議会規則(令和5(2023)年3月改正)
- (4) 多摩市立図書館の管理運営に関する要綱(令和7(2025)年8月改正)
- (5) 多摩市立図書館資料収集要綱(令和7(2025)年9月改正)
- (6) 多摩市立図書館障がい者等サービス事業実施要綱(令和5(2023)年3月改正)
- (7) 多摩市立図書館資料等の複写等に関する要綱(令和5(2023)年7月改正)
- (8) 多摩市立図書館読書活動等支援事業実施要綱(令和5(2023)年3月制定)

7-3 読書や図書館に関する多摩市の計画

- (1) 第六次多摩市総合計画(令和5(2023)年11月策定)

まちづくりを進める上での根幹となる計画で、市の将来像を定める基本構想と、具体的な取組みを定める基本計画の2層で構成されています。

基本計画では、将来都市像を実現するために6つの分野別のめざすまちの姿を定めており、図書館や生涯学習が関係する施策は、「政策C 地域で学びあい、活動し、交流しているまち」の「施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実」に記載しています。

- (2) 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム(平成28(2016)年11月更新)

多摩市を持続可能なまちにしていくため、今後の人口減少と急速な高齢化を見据え、公共施設の見直しに向け制定したものです。図書館も含めた市の公共施設について記載しています。平成25(2013)年に策定された際は本館の再整備を行うことと、東寺方、豊ヶ丘、聖ヶ丘、唐木田図書館を廃止する方針が出されました。その後、地域館の存続を求める議会への陳情や市長への要望書など市民から多くの声が寄せられ、地域図書館の廃止の方針は見直しされ、市民と行政が一緒に考えながら検討を進めていくこととなりました。

行動プログラムは総論と各論から構成され、各論は令和6(2024)年2月に更新しました。

また東寺方複合施設、豊ヶ丘複合施設について再整備の検討が開始し、豊ヶ丘複合施設については整備方針が示されました。

(3) 第4次多摩市生涯学習推進計画(令和3(2021)年11月策定)

生涯学習の視点に立ち、「第六次多摩市総合計画」の将来都市像『みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩』を実現するために策定したものです。図書館については、市民や活動グループがより自主的な学習活動をしやすくなるように既存施設や機能を有効活用するよう努める個別施策に位置づけられています。

(4) 第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)(令和7(2025)年3月策定)

「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」の3つの教育目標のもとに各施策を掲げ取組を進めています。図書館に関わる取組みは「確かな学力」「豊かな心」の育成や「社会教育」と「家庭教育の支援」の充実に位置づけられています。

(5) 多摩市子ども・若者・子育てプラン(令和7(2025)年3月策定)

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の目的や理念を前提として、子ども・若者を「まんなか」に据えて、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまちづくりを推進するための計画です。図書館に関わる取組みは「子どもの健やかな成長への支援」「子育て家庭への支援」にあたり、子どもの読書環境支援や、絵本を通した親子のコミュニケーション向上などについて記載しています。

(6) 多摩市障がい者(児)福祉計画(令和6(2024)年3月策定)

子どもから大人まで切れ目のない障害福祉サービス、障がい児支援等の提供体制を確保することを目的とした計画です。基本理念と3つの基本方針、6つの施策により、計画を進めています。